

【成年後見制度】が変わろうとしています

一 必要な支援を、必要な期間だけ 一

成年後見制度は、判断能力が低下し、ご家族等では対応が難しくなった場合に、家庭裁判所が選任した後見人（専門職・親族など）が、預貯金の管理や契約手続き（不動産売却、施設入所契約など）を担う制度です。現行制度は、支援が必要な状況をきっかけに後見が開始される一方、生活が落ち着いた後も制度が継続するため、ご家族が対応できる段階になつても、後見を続けるを得ないケースがあります。また、原則として終身利用となるため、後見人への報酬が長期間発生し、費用負担が大きくなることも課題とされました。

フォレアス だより

NO.5
2026.2

「フォレアスだより」は訪問看護の認知向上を図るために発行する当社広報誌です。

企画・編集:
フォレアス
訪問看護
ステーション

現行制度と、現場での課題

改正で目指す制度の方向性（検討段階）

Q. 成年後見は「認知症になつたら必ず必要」な制度ですか？

A. 必ずしも必要ではありません。日常生活や金銭管理が家族等の支援で成り立つている場合は、後見制度を使わずに生活を続けることもできます。成年後見は、家族等だけでは対応が難しい契約や財産管理が生じた場合の選択肢の一つです。

Q. 後見人は誰がなるのですか？

A. 家庭裁判所が選任します。親族のほか、弁護士や司法書士などの専門職が選ばれることもあります。家族が後見人になるケースもありますが、状況に応じて裁判所が判断します。

Q. 後見人の費用はどのくらいかかりますか？

A. 内容や期間によって異なります。専門職後見人の場合、月ごとに報酬が発生します。現行制度では終身利用となることが多く、長期間になるほど費用負担が大きくなる点が課題とされてきました。改正後は、必要な期間だけ利用できる制度が検討されています。

Q. 改正後は、今までに後見を使っている人にも影響がありますか？

A. 現時点では詳細は決まっていません。

制度改正は現在検討段階であり、既に利用中の方への具体的な影響については、今後の法整備の中で示される予定です。必要に応じて、専門職や関係機関へ相談することが大切です。

Q&A

現在、国ではこの制度について見直しの議論が進められています。いる段階で、2026年内の法改正・施行が見込まれています。改正後は、**相続や不動産売却など特定の手続きが必要な場面だけ後見人が関わり**、それ以外の生活上の判断は本人が行う仕組みへと変わる方向で検討されています。さらに、これまでのようない終身利用ではなく、**必要な期間だけ利用し、役割が終われば支援を終了できる制度が検討**されており、後見人報酬も必要な期間分に抑えられることで、経済的負担の軽減が期待されています。（執筆・司法書士井原哲也）

認知症のある方が住み慣れたご自宅でその人らしい生活を続けられるよう、当事業所では訪問看護を通じた支援を行っています。健康状態の観察や服薬管理に加え、認知機能訓練の一環として、無理のないストレッチ、塗り絵、間違い探し、歩行訓練などを取り入れています。取り組みの際は、ご本人のプライドを傷つけない声かけや関わり大切にし、「できた」という成功体験を積み重ねることで、自発的に参加していくだけのよう工夫しています。また、看護師との信頼関係を築き、安心感をもつて過ごしていただくことを何よりも重視しています。

ご本人だけでなく、ご家族の不安にも寄り添い、地域で安心して暮らせる毎日を支えていきます。さらに当事業所では、司法書士が在籍しており、認知症の利用者様やご家族が抱えやすい財産管理や将来に関する不安にも対応しています。預貯金や不動産の管理、各種手続きに関するご相談に加え、成年後見制度についても分かりやすくご説明し、状況に応じた支援をご提案します。医療・看護と法律の両面から支えることで、利用者様が安心して生活を続けられる環境づくりをお手伝いしています。

在宅で一人暮らしを
している方や、身近
に頼れる家族がいな
い方の場合、生活は
成り立っていても、
いざという時の不安
を抱えているケース
が少なくあります
。たとえば、入院
や施設入所の手続
き、不動産や賃貸契
約の更新、預貯金の
管理など、「本人名義
でないと進まない手
続き」が突然必要に
なることがあります
。判断能力が低下
した後では、こうし
た手続きを家族だけ
で行うことは難し
く、結果として成年
後見制度を利用せざ
るを得ない状況にな
ることが多々あります。

一方で、判断能力が保たれている段階であれば、成年後見以外にも備えの方法があります。**任意後見契約**を結んでおくことで、「どんな場面で」「誰に」「どこまで」任せると、自分で決めておくことができます。また、**遺言書を作成**しておくことで、万一の際に財産の行き先を明確にし、関係者の混乱を防ぐことができます。さらに、**財産管理契約**を結んでおくことは、将来、支援者が判断に迷わず行動するための大切な手がかりになります。これらは、独居や身寄りのない方にとつて、自分の生活を自分で守るための準備とも言えるでしょう。

管理者だより

在宅での生活を続けていると、「今は何とかできているけれど、この先はどうなるのだろう」と不安に感じる場面に出会うことがあります。訪問看護は、制度を決める立場ではありませんが、生活の中で起きている小さな変化や困りごとに気づき、必要な相談先につなぐ役割を担っています。成年後見や終活は、すぐに決断するものではありません。気になることがあれば、一人で抱え込まず、まずは身近な支援者に声をかけてください。その方に合った選択肢を、一緒に考えていくことが大切だと考えています。

(管理者 井原 亜沙子)

美しい『大和言葉』で想いを伝える

花冷え

厳しい寒さが終わり、暖かくなる春が待ち遠しいですね。早いところでは二月上旬ごろから咲き始める桜ですが、その華やかな景色とは裏腹に、ふいに身をすくめるような寒さを感じる日があります。こうした春先の冷え込みを表す大和言葉が「花冷え」です。満開の桜の下で、思わず上着の前を合わせる——そんな情景が目に浮かびます。春は穏やかで明るい季節という印象がありますが、実は寒さと暖かさが行き交う、少し気まぐれな時期でもあります。それは人の心にも似ているのかもしれません。新しい季節への期待が膨らむ一方で、どこか落ち着かない気持ちを抱えることもあるでしょう。「花冷え」という言葉には、寒さを嘆くよりも、花をいっそう愛おしむ日本人の繊細な感性が込められています。美しい大和言葉は、季節の移ろいだけでなく、私たちの心の動きまでもやさしく映し出してくれるのです。